狼野長根公園内の国指定史跡および埋蔵文化財包蔵地について

● 緑●地点：国史跡「五所川原須恵器窯跡」指定地点
※緑●地点での工事は、文化財保護法第１２５条に基づき現状変更の申請が必要となりますが、原則史跡の整備以外の内容は認められません。

○ 赤枠内：周知の埋蔵文化財包蔵地
※枠内で土木工事を計画される場合は、文化財保護法第９３条に基づき工事届出の提出が必要です。提出後は工事内容等を確認し、本発掘調査・工事立会・慎重工事のいずれかで対応いたします。但し、史跡指定地と隣接する場合は、対応が異なる場合があります。
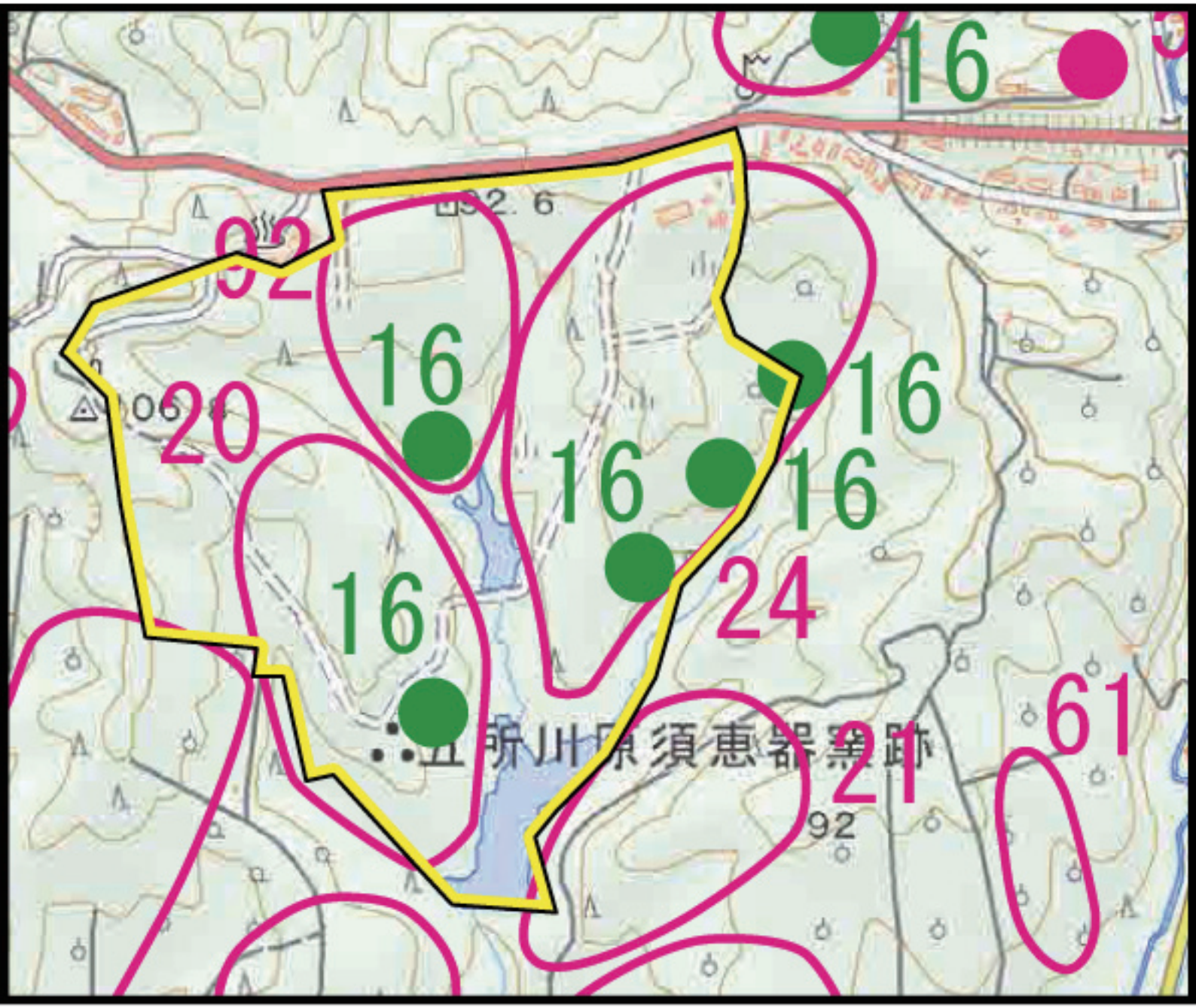
担当：社会教育課社会教育係　江戸（0173-35-2111　内線2954）